

条項番号	改正前	改正後
<p>第3条 その他(週休2日制度)</p>	<p>本工事は、原則週休2日(土曜・日曜)を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。(受注者は契約後、施工計画書を提出する。)</p> <p>建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保出来るよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。</p> <p>天候や地域住民対応等で土曜・日曜の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替休日を取得する等、週休2日に努めること。(但し、工事成績評定の加点等については、<u>土曜日曜の現場閉所に限定して評価する。</u>)</p> <p>また、現場稼働中の工期〔工事着手(現場測量等)前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の土曜日曜の現場閉所(以下「現場閉所」という。)の達成状況に応じて下記の表のとおり、工事成績の加点、労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の補正を行う。(休日を確保出来なくても減点しない。)</p> <p>なお、土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等(監理技術者、主任技術者)が休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。</p> <p>※現場閉所の達成状況 現場閉所日数を現場稼働中の土曜・日曜の全日数で除し、小数点以下を四捨五入する(祝日及び悪天候により土日に作業を行い振替休日を取得した場合は休日とカウントしない。)</p> <p>※考査項目別運用表における主任監督員の創意工夫欄にて加点する。</p> <p>&lt;労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の補正&gt;</p>	<p>本工事は、原則週休2日(土曜・日曜)を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。(受注者は契約後、施工計画書を提出する。)</p> <p>建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保出来るよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。</p> <p>天候や地域住民対応等で土曜・日曜の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替休日を取得する等、週休2日に努めること。(但し、工事成績評定の加点等については、<b>土曜・日曜の現場閉所に限定して評価するが、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする</b>)</p> <p>また、現場稼働中の工期〔工事着手(現場測量等)前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の土曜日曜の現場閉所(以下「現場閉所」という。)の達成状況に応じて下記の表のとおり、工事成績の加点、労務費、<b>市場単価、機械経費(賃料)</b>、共通仮設費率、現場管理費率の補正を行う。(休日を確保出来なくても減点しない。)</p> <p>なお、土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等(監理技術者、<b>監理技術者補佐</b>、主任技術者)が休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。</p> <p>※現場閉所の達成状況 現場閉所日数(<b>平日振替日※を含む</b>)を現場稼働中の土曜・日曜の全日数で除し、小数点以下を四捨五入する。 <b>※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。</b></p> <p>※考査項目別運用表における主任監督員の創意工夫欄にて加点する。</p> <p>&lt;労務費、<b>市場単価</b>、<b>機械経費(賃料)</b>、共通仮設費率、現場管理費率の補正&gt; <b>ア 労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率を下記表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を乗じるものとする。</b></p>

(新設)

<週休2日制度対象工事であることを明記する工事看板例>



イ 市場単価に下記表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を乗じるものとする。また、市場単価に施行条件による加算率・補正係数が適用される場合は、週休2日補正後の市場単価に補正するものとする。

名 称	区 分	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
鉄筋工 (太鉄筋を含む)		1.05	1.03	1.01
鉄筋工 (ガス圧接)		1.04	1.02	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (落石防止柵)		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工 (落石防止網)		1.03	1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.03	1.02	1.01
道路植栽工	植樹	1.05	1.03	1.01
	剪定	1.05	1.03	1.01
公園植栽工		1.05	1.03	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01
橋面防水工		1.02	1.01	1.00
薄層カラー舗装工		1.01	1.00	1.00
グルーピング工		1.01	1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.00

<週休2日制度対象工事であることを明記する工事看板例>



<p>第12条 施工体制台帳</p>	<p>【現場の管理】（建設業法第24条の7に該当する場合） 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。（平成13年3月30日付 国コ企第3号 一部引用）</p>	<p>【現場の管理】（建設業法第24条の7に該当する場合） 受注者は、監理技術者、<b>監理技術者補佐</b>、主任技術者（下請負者を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。（平成13年3月30日付 国コ企第3号 一部引用） <b>（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書き規定する者をいう。なお、令和2年10月1日以降において、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。）</b></p>
<p>第45条 地山補強土工(鉄筋挿入工)</p>	<p>第45条 地山補強土工(鉄筋挿入工) 地山補強土工の施工については林野仕様書の規定によるほか、「<u>地山補強土工法設計・施工指針(案)</u>」(兵庫県農林水産部農林水産局治山課)の規定によるものとする。</p>	<p>第45条 地山補強土工(鉄筋挿入工) 地山補強土工の施工については林野仕様書の規定によるほか、「<b>ロープネット・ロックボルト併用工法 設計・施工指針(案)</b>」(令和3年4月適用)」(兵庫県農林水産部農林水産局治山課)の規定によるものとする。</p>